

[事案 2022-184] 損害賠償請求

・令和5年6月9日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、既払込保険料相当額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成14年6月に契約した定期保険について、以下等の理由により、既払込保険料相当額を損害賠償してほしい。

- (1)募集人は、80歳満期時に満額保険金が戻ってくるなどと事実と反する説明をして、他社から契約を乗り換えさせた。実際には、他社契約の方が保障内容が良く、自分の人生設計とも合っていて、契約を乗り換える必要はなかった。
- (2)募集人の事実と反する説明がなければ、80歳という高齢になるまで現役時代と同額の高額な保険料を支払うことになる本契約に乗り換える動機がない。
- (3)募集人は、別の保険の約款を交付したり、説明した設計書を差し替えるなど、契約手続に不審な点があった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、すでに当社を退職していて連絡を取ることができず、別の保険の約款を交付されたとの申立人の主張についての経緯は不明である。
- (2)少なくとも、募集人が申立人に設計書を手交した事実は確認できることから、募集人の明確な落ち度は認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および保険会社職員に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人が別の保険の約款を交付したという手続上の不備が認められるところ、約款は契約内容を理解するうえで非常に重要な資料であり、約款交付に関する不備は、決して軽微な手続上の瑕疵ということとはできない。
- (2)本契約は、保険期間満了の80歳まで高額な死亡保障をかけるというものであり、保険料も高額になっているところ、申立人の事情聴取の結果によっても、申立人が他社契約から本契約へ乗り換える合理的理由が十分に説明できるものではなかった。
- (3)募集人が退社していること等もあり、保険会社も必ずしも十分な主張立証を行うことができていないが、本契約の募集手続において、意向把握、商品提案、商品説明が適切かつ十分に行われていなかった可能性を否定することができない。